



# 第251号



- 全産廃連、公益社団法人移行後の第1回通常総会開く
- 災害廃棄物処理説明会(環境省)開催される
- 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について
- 「法制度検討委員会」発足、初代委員長に篠原 周治氏





# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、  
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009～11年度 環境産業界 (産廃エキスパート) 認定番号1-09-A-0012  
 2009～11年度 中間産業界 (産廃エキスパート) 認定番号1-09-C0012  
 ありあけこうぎょう 検索  
**有明興業株式会社**  
**ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.**  
 〒1136-0063 東京都江東区若洲 2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

## 株式会社 スプラウト

創業の理念は『地球環境保全の一助となる企業』です。

**リサイクル事業部**

産廃業に特化した人材派遣・業務請負業を行っております。

地球温暖化防止構想に基づき、平成20年より太陽光・EV事業部を発足。「CO<sub>2</sub>低減の一助」として取り組みを行っております。

**太陽光・EV事業部**

太陽光発電(住宅、産業用)の販売施工を行っております。

まずは、下記ホームページから「太陽光発電マニュアル」(無料)のお取り寄せを！ ネットに掲載されていない意外な情報が…。

営業 福島

『「太陽光発電マニュアル」購入に失敗しない！3つのポイント』無料プレゼント中！  
<http://sprout-eco.jp> 太陽光・EV事業部の「小冊子無料プレゼント」をクリック！  
 本社住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-20-26-804 E-mail: sprout@drive.ocn.ne.jp  
 TEL 03-5428-6641 FAX 03-5848-6065 <http://sprout-eco.jp>

〔(公社)全国産業廃棄物連合会] 全産廃連、公益社団法人移行後の第1回通常総会開く 功労者として赤石副会長、その他白井、森理事らを表彰	2
災害廃棄物処理説明会(環境省)開催される 被災地の状況整わなければ話は進まず 問題ないのか廃棄物処理の国の直轄事業化	7
東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について 都の呼びかけで東京都環境整備公社、東産廃協他業者6社が参加	11
〔お知らせ] 廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令を閣議決定	14
法制度検討委員会発足、初代委員長に五十嵐商会・篠原周治氏が就任	15
安全衛生推進委員会、産廃収運における交通事故撲滅で研修会	16
〔行政だより] 「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」 認定制度の申請の受付を開始します	24
*****	
平成23年度第1回産業廃棄物処理業者講習会開く	19
青年部だより 第18回定時総会と研修会開催	20
女性部だより 『廃棄物業界における女性のキャリアの積み方』	22
多摩支部だより 多摩環境事務所から井口廃棄物対策課長ら4氏を招き研修会	23
地球温暖化対策 和時計の生活	26
つぶやき 『編集長ボツにしないで』	27
委員会だより (青年部、医療廃棄物委員会、安全衛生推進委員会)	28
[東日本大震災・東京産廃協義援金]のお礼と報告	29
寄稿 TTT会 五島長崎国際大会と全日本宮古島大会への参加報告	30
新入会員紹介	32
協会の主な今後の日程	33
会員情報(代表者・名称・住所等変更のお知らせ)	34
よろず相談(経営・市街化調整区域と産廃施設)	35
お江戸ぶらぶら歩る記	37
事務局だより・編集後記	40
『表紙の言葉』	37
訂正	34



## 全産廃連、公益社団法人移行後の第1回通常総会開く 功労者として赤石副会長、その他白井、森理事らを表彰

公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、平成23年6月17日(金)午後1時から、東京都新宿区信濃町の明治記念館において、公益社団法人移行後の第1回通常総会を開き、第1号議案として平成22年度事業報告と平成22年度収支決算、並びに平成23年度会費減免と役員補充選任の件を審議、いずれも原案を満場一致で承認した。また、平成23年度事業計画及び同年度収支予算に関する件をそれぞれ承認した。

総会には来賓として環境省から伊藤 哲夫大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が来賓として出席して石井 邦夫会長に続いて挨拶、総会終了後には引きつづき恒例の表彰式が行われ、当協会からは、功労者として赤石副会長が、地方功労者として白井、森両理事が表彰された。また、優良事業所として高俊興業(株)が選ばれ、その他、地方優良事業所が4社、優良従事者が6名受賞した。

表彰式終了後、公益社団法人移行記念講演会として元巨人軍の投手として著名な桑田 真澄氏を講師として招き「夢をあきらめない」と題し、幼少より次々と直面した難題に夢を持って挑戦し、それを叶えていった経験談を軽妙洒落な話術と、時折、自筆の色紙を混じえて笑いを誘うなど会場を沸かし1時間をあっという間に過ごさせてくれた。

午後6時から開かれた懇親会には、環境省から極高 剛環境大臣政務官が出席し、松本環境大臣の祝辞を代読、政界、官界、および関係団体からの出席者約460名で会場を埋め、盛会裏の懇親会となった。

### 【定時総会】



石井会長

最初に石井会長が総会のトップバッターとして立ち大要次のように挨拶した。

「本日はご多忙にもかかわらず、大臣官房廃棄物・リサイ

クル対策部長の伊藤様のご臨席の許、また正会員および賛助会員皆様のご出席を賜り厚く御礼申し上げ

ます。そこでこのように通常総会が由来しましたことは、ひとえに皆様方のご支援の賜物と感謝申し上げます。

今回の総会は未曾有の大災害をもたらした東日本大震災の発生から三ヶ月が経過する中で開催することとなりました。この震災で亡くなりました多くの方々に対して深い哀悼の意を表すと共に、いまだに苦難を強いられている多数の被災者の方々が一瞬も早く通常の生活に戻る

ことが出来ますように、心よりお祈りする次第です。

復興への歩みを始められていることも伺っておりますが、この歩みを着実に進めるためには膨大な量に上るガレキ等の災害廃棄物を如何に安全に根気よく、適正な処理を行うことが肝要かと思えます。

当連合会におきましても、災害廃棄物の適正な処理を行うために、災害廃棄物処理支援特別対策本部を設置し、被災地の協会と密接な連携を図りながら、これまでも所要の対策を行ってきました。しかしながら災害廃棄物への取り組みは正にこれからが本番といったところであります。

このような折、本日行われます当連合会の総会は、公益社団法人として初の総会ですが、我々業界は今後の在り方を真剣に議論しなければならぬように感じております。我々を取り巻く環境を見ますと、膨大な災害廃棄物の処理のために必要な部分につきましては、すでに政府によって法規制の修正が進められております。

また、本年4月に施行された改正処理法の改正内容を見ましても、当業界に係る国の制度そのものが、規制一辺倒から環境ビジネス振興を図る方向への転換を見せております。これらの変化は、見方を変えれば我々業界も、更なる変革を求められているとも考えられます。さらに、この数年、循環型社会や低炭素化社会へ積極的に進める中、法制度は静脈産業の育成の流れも見られますが、リーマンショック以降の経済の流れは、廃棄物発生

量の減少、異業種からの参入による競争の激化など、業界を取り巻く環境の厳しい状況が続いております。それぞれの企業における経営改革が必要となってくるものと思われまます。このような状況を踏まえて当連合会においては、産業廃棄物業界の将来ビジョンにおきまして長期的に検討する取り組みを始めたところであります。是非皆さんと共に公益法人としての在り方、業界のあるべき姿などについて、大いに話し合いたく、本日の総会を実質的なスタートの日と考えております。本総会では各議案や報告事項もございますので、長時間の総会となりますが、慎重審議をお願いします。」

つづいて来賓の伊藤環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長のご挨拶が次のとおり行われた。

「まず、はじめに先の東日本大震災で

亡くなられた方々、ご遺族や関係者の皆様方に心から哀悼の意を表しますと共に被災されました皆様方に心からお見舞い申し上げます。本日もご参集された皆様に対しましては、平素より産業廃棄物の適正処理推進のご協力、ご貢献を頂いており、厚く御礼申し上げます。また、このたび東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に付きましても、ご協力頂いている事を合わせて御礼申し上げます。

環境省といたしましても、産業廃棄物



伊藤部長



処理業者の皆様が、速やかに且つ円滑に災害廃棄物の処理が出来ますように災害発生後、これまでに二つの省令を改正し緩和措置をとったところです。今後の災害廃棄物の処理は、仮置き場からの移動から徐々に中間処理、そして最終処分に移行する段階に来ております。そうなりますと、皆様の経験やノウハウが益々必要になってくるものと考えておりますので、どうか益々のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて本年4月に施行されました改正廃棄物処理法では、新たな優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設したところです。認定されると、許可の期間が2年延長されるなどさまざまな利点が生ずる事から、積極的に認定をご活用いただきますようお願い申し上げます。今回の改正では、規制強化だけでなく優良な業者を育成していくように視点を置いておりますが、このような環境省の取り組みは、適正処理推進、不法投棄防止、さらには産廃業界全体の発展、今後静脈産業の発展にも繋がるものと確信しております。貴連合会におかれましても、環境保全や循環型社会形成の最前線を支えると共

### 【平成23年度表彰式】

総会終了後、引き続き平成23年度の表彰式が行われた。当協会関係の受賞者は次の通りであった。(敬称略)

#### 〈功労者表彰〉

(株)三菱商事 代表取締役社長 赤石 賢治

#### 〈地方功労者表彰〉

白井エコセンター(株) 取締役 白井 徹

(株)ハチオウ 取締役副社長 森 雅裕

に、正にわが国の経済発展を引っ張っていただろうと考えておりますので、そのような観点からも益々のご協力をお願いする次第でございます。最後になりますが貴連合会及び各都道府県の各協会が益々のご発展と産業廃棄物処理業者皆様の益々のご発展を、また本総会が実りあることを祈念いたします。」

ご挨拶が終わったあと、議案審議に入り議長には小田島 繁信・新潟県産業廃棄物協会会長が就任、第1号議案の平成22年度事業報告並びに22年度収支決算を原案通り承認した。

また、第2号議案の平成23年度会費減免については、東日本大震災の被害県である岩手、宮城、福島3県の23年度会費は徴収しないことを承認、第3号議案の役員の新補充ではこの程、理事3名、および監事1名が退任したので、この補充として理事に愛知県産業廃棄物協会会長の永井 良一氏と兵庫県産業廃棄物協会会長の永川 仁秀氏を、また監事に北海道産業廃棄物協会会長の中川 丈夫氏を承認した。

いずれも非常勤で任期は平成24年通常総会終了まで。



赤石 氏



白井 氏

#### 〈優良事業所表彰〉

高俊興業(株) 代表者 高橋 俊美

#### 〈地方優良事業所表彰〉

白井エコセンター(株) 代表者 滝口 千明

(株)加藤商事 代表者 加藤 敬

(株)総合整備 代表者 松島 修

成友興業(株) 代表者 細沼 順人

#### 〈優良従事者表彰〉

大石 孝夫 (株)黒姫

望月 正貴 日本ケミテック(株)

水内 郁夫 (株)京葉興業

藤代 浩之 (財)東京都環境整備公社

斉藤 浩司 相田化学工業(株)

諏訪 一夫 (株)ハチオウ

### 【公益社団法人移行記念講演会】

表彰式に続いて桑田 真澄氏を講師に招き「夢をあきらめない」と題し講演が行われた。桑田氏のプロフィールはつぎのとおり。

●1968年4月1日兵庫県に生まれ、現在175cm、80kg、血液型AB型●1983年PL学園で1年から甲子園5回連続出場、2度優勝、2度準優勝、甲子園で通算20勝●1986年ドラフト1位で巨人軍入団、(獲得タイトル、記録) ベストナイン、

沢村賞、最優秀防禦率、年間MVP、最多奪三振、ゴールデングラブ賞)、95年に右ひじ靭帯断裂のケガを負うが97年に復活を遂げる●2006年12月メジャー挑戦のため21年間在籍した巨人軍を退団、通算173勝●2007年6月10日ピッツバーグ・パイレーツでメジャー初登板(ヤンキース戦)●2008年3月現役引退●2009年4月早稲田大学大学院スポーツ科学研究科入学●2010年3月同大学院同科卒業。

### 【懇親会】



懇親会で挨拶する石井会長

まず、石井会長が挨拶に立ち、樋高環境省大臣政務官と会員多数の出席に感謝するとともに、全産廃連の活動について大要次のように挨拶した。

「東日本大震災の影響下にあり、公益社団法人への移行もあった上に、廃棄物処理法が改正されたばかりという難しい時期にありますが、法改正の業界に与える影響を確りと見極めたうえで、これを積極的に受け入れていくことが肝要だと思います。連合会としても新しい時代にふ

さわしい技術の高度化に励んでいく所存ですが、これからは海外、特にアジア諸国からの影響を受けることになると思います。また、受け皿として循環型社会を構築するために、われわれ業界の成果が必要不可欠であります。これまでの成果が社会を支える重要なインフラであることを目的として掲げ、それに対する活動を確りと進めていく覚悟であります。われわれは47都道府県の各協会と力を合わせ、我々がかつて培ってきた知恵と経験を社会に還元し、わが国の環境保全に邁進していく所存です。皆様方の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。」





松本大臣の祝辞を代読する樋高大臣政務官

引き続き来賓として環境省からご出席の樋高環境大臣政務官が次のように挨拶した。

「今日は栄えある公益社団法人としての第1回通常総会おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。そして日ごろよりの廃棄物行政へのご協力、ご支援に感謝申し上げます。今日は松本環境大臣がどうしても足を運ぶことが出来ないため、祝辞を預かってきましたので代読いたします。=全国産業廃棄物連合会の公益社団法人の第1回通常総会記念懇親会が開催されるに当たり一言ご挨拶申し上げます。先の東日本大震災で亡くなられた方々と関係者の皆様にご心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。この東日本大震災で発生した膨大な災害廃棄物を、いかに迅速に処理するかは震災からの復興の上で最優先で取り組んでいく

課題と認識している次第です。それはただ産業廃棄物処理に当たる皆様方からプロフェッショナルの技術と経験を積極的に役立てて欲しいとのご提言を頂きました。誠に有難うございます。現在、災害廃棄物が大量に発生しておりますが、それを再生、リサイクル、焼却、減量するのにつきましては、ご経験の深い皆様方のこれまで培ってきた経験や技術が必要になります。すでに市町村が一部活動を始めているようですが、今後は皆様のお力添いを頂きながら廃棄物を一日も早く撤去して適正に処理、リサイクルが行えるように、どうか引き続き皆様方の積極的なご協力をお願いいたします。最後になりましたが、連合会が廃棄物処理のために、ますますご発展されるよう心よりご祈念申し上げます。=以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。」

続いて業界を代表して樋口・産業廃棄物処理事業振興財団理事長が挨拶、引き続き相次いでご来場の先生方が壇上に上ってご挨拶、今年自民党の先生方もちらほらとお見かけして、東日本大震災の復興に向けての呉越同舟の赴きも感じられる懇親会となっていた。



懇親会会場で高橋会長を囲んで当会会員諸氏

## 災害廃棄物処理説明会（環境省）開催される 被災地の状況整わなければ話は進まず 問題ないのか廃棄物処理の国の直轄事業化

去る6月16日(木)午後7時から、環境省内で「災害廃棄物の処理に係わる説明会」が開催された。環境省が日本廃棄物団体連合会に参加を呼びかけたものである。現地や国の混乱状況から、具体的な情報はまだ期待できないなと思いつつ情報収集ということで参加したが、案の定、会場は「いつになったら具体的な話が出て来るんだ!」という不満に満ちた空気であった。

冒頭、主催者挨拶に立った南川秀樹環境事務次官は、環境省としての説明会が大変遅くなって申し訳ないと陳謝した上で、「災害廃棄物は2700万トン、ヘドロも1600万トン程度が見込まれる大変な事態であり、ようやく災害廃棄物の4分の1が仮置き場に搬入できた段階と状況を報告した。いずれ廃棄物の処理の段階になるので、廃棄物処理の専門家の皆さんの参加・協力をぜひお願いしたい。」としつつ、以前、大連立の話が出てくる段階で仙谷内閣官房副長官が発言した災害廃棄物処理の国の直轄事業化について触れ、国会の判断を待つべきものだが、環境省として対応できるよう準備を進めていることを明らかにした。

環境省側からは、受け入れ側と出す側とのマッチングがなければ何事も進まないという困難な中にも全力を挙げて取り組みたいとする谷津官房長、伊藤廃棄物リサイクル対策部長をはじめ、関係課長、課長補佐等多数により挨拶と説明が行わ

れた。

- 説明は ①環境省における取り組みの概要  
②災害廃棄物処理の進捗状況  
③財政的措置  
④法令上の特例措置及び関係通知・マニュアル類等  
⑤福島県内の災害廃棄物の取扱等

という順序で、資料に基づき行われた。

### ◇広域処理支援◇

比較的新しい情報が入っていたのが①の取り組みの概要（資料後掲）で、被災県外の都道府県・市等による広域的な受入については、首都圏（東京とも説明）、近畿圏（大阪とも説明）を中心に調整を進めていると明言。

東京産業廃棄物協会としては、東京都環境局が提案してきたこと（震災直後から協会は協力してきた）が取り上げられ、少々ほっとしたというのが本音である。



しかし、質疑の中で激しく出てきた、全国各地の協会が協力を申し出ているのに何の話もない、仕事が来ないという声を考えると、具体化はまだまだ先というところではないか。

また、環境省では、今後、自治体からの情報提供に基づき、各自治体の災害廃棄物処理に関する発注情報について環境省ホームページからのアクセスを可能にするということである。しかし、広域処理支援の糸口が見つからない現状下、誰が(国や都道府県が)どのようにコーディネートするのかが問われているときに、個別の発注情報の話が出ていることには少し違和感を覚えた。

#### ◇再委託可能に◇

もうひとつやや新しい情報が入っていたのが④の法令上の特例措置等の事項で、検討中としながらも資料には、

「東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの処理は、平時に市町村が行っている、日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の廃棄物の処理とは全く異質のものである。このため、被災地の地方公共団体が、欠格要件に該当しないなど災害廃棄物の処理を行うに足る適格性を有する者に、東日本大震災により災害廃棄物(日常生活に伴って生じたごみやし尿を除く。)の処理の業務を委託することができ、適格性を有する別の者が再委託を受けて実施できることとする時限的特例の創設を検討中。」と明記。

関係者の間では、環境省が再委託を認める方向にあることは知られていたが、公の場においてペーパーで示されたところに意味がある。当然歓迎すべきことではあるが、このことは、再々委託は明確に否定されるということにもなる。担当の説明も政令にはそのように「明文化」するとのことであった。

しかし、それでよいのか。東京都環境局の会議の中で、災害廃棄物の処理を進めるため、東京都のスキームでは(財)東京都環境整備公社が間に入ることを想定しているの、これを可能にするためには、再委託が前提となる。

だが、個々の処理業者が想定外の状況に遭遇したときに必要となる実質的な再委託は「再々委託」となってしまう。性状等が不明確にならざるを得ない「災害廃棄物」を扱う際には、「再々委託」の道を残しておかないと動きが取れなくなる心配があるから、国に対して再々委託を認めるよう交渉して欲しい、と要求した覚えがあるが、心配はないのだろうか。

また、廃棄物処理の専門でないようなところが、再委託を前提に一括受注するということになれば、適正処理という面で問題が出てくるのではないか、産廃処理業者は下請けで入るような形になってしまうのではないか、との業者の疑問の声もあがった。

なお、この件に関しては、6月27日、全国産業廃棄物連合会から環境省に対して要請を行い、再委託を前提とする一括受託の元請には廃棄物のプロが求められ

るべきで、安易な選定に陥ることのない適切な元請選定が行われることを求めた。

さらに、再委託についても適正な災害廃棄物の処理・リサイクルの要となる部分の責任者として廃棄物処理の専門家の最大限の活用を求めた。

#### ◇国の直轄事業化◇

被災地の市町村が対応困難な状況にあるから、災害廃棄物処理を県が肩代わりするのは、ひとつの方法であるが、そもそもこの非常事態に県に対応能力(余力)がないのだから、次に出てくるのがスーパーゼネコン等への一括発注や国の直轄事業化だ。しかし、国が直接事業を進めることは事実上無理だ。したがって、直轄事業化も一括発注を広げる話ではないか。また、被災地の中には地元業者の活用・雇用の創出の観点から、国の直轄事業化について警戒するところも出てくるのではないか。

いずれにせよ、国の直轄事業化がいよいよ表に出てきたが、説明会の翌日(6月17日)には、自民党が震災がれき処理を国が代行できるなどを内容とする「東日本大震災がれき処理特別措置法案」の骨子を固めたと報道されている。産業廃棄物処理業者の中からは、スーパーゼネコン等による一括受注のもとで、専門家集団がひたすら下請けの立場で災害廃棄物処理を引き受けるような事態は避けたいという声も聞く。今後の動向が業界としても気になるところではないだろうか。

会場での質疑の一端を紹介する。

○支援要請への反応が思わしくないから、今頃になって説明会をしたのか。

⇒ そうではない。東京都と大阪府では調整を進めているが、もっと広域連携を進めていく必要がある。また、処理の公募が始まっているが、積極的な参加者への呼びかけが必要だから説明会を開いた。

○環境省が全国産業廃棄物連合会に指示すれば、みんなが協力できる。

⇒ 災害廃棄物の処理には、受け入れ側と出す側の慎重なマッチングが求められる。また、出す側の事情が整わなければ、話は進められない。詳細が見えてこなければ対応も固まらない。

○発注情報をホームページに載せるということだが、業者と市町村の間を誰が調整するのか。処理が3年で出来るか心配である。

⇒ 広域的連携の窓口は、東北地方環境事務所が行うことになる。ただ、東京と大阪はパイロット事業であり、本省で取り扱う。

今はトライアルを始める段階で、具体的に動き出すのはかなり先。各県がプラン作りをしているところ(岩手県は、6月20日に処理実行計画を発表)。

県外での処理にはマッチングの作業が必要。時間を頂きたい。



## 【 資 料 】

### ①環境省における取り組みの概要について

- ・緊急災害対策本部を設置するとともに、本省に災害廃棄物対策特別本部（本部長：樋高環境大臣政務官）、東北地方環境事務所内に現地対策本部を設置。
- ・環境省より各都道府県・政令市、関係団体に、被災市町村への物資の提供や災害廃棄物の受入、人材の派遣等の支援を要請。
- ・3月に「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」及び「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」、5月には「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を策定。
- ・災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）では、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物など生活環境に支障が生じうる災害廃棄物について、本年8月末までを目途に仮置き場まで概ね移動すること等としている。
- ・4月より環境省の職員を、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県に派遣。今月より、環境省からの派遣職員を各県4名の計12名に増員。廃棄物分野の知見を有するコンサルタントの派遣も進めている。
- ・現在、政令指定都市や中核市等の職員の被災市町村等への派遣についても調整中。
- ・5月末より、被災3県の沿岸市町村に環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施し、被災市町村からの要望聴取、技術的助言等を実施。今後も継続的に実施予定。
- ・被災県外の都道府県・市等による災害廃棄物の広域的な受入については、受入容量が大きい首都圏、近畿圏を中心に調整を進めているところ。
- ・また、環境省では、今後、自治体からの情報提供に基づき、各自治体での災害廃棄物の処分に関する発注に係る情報について、環境省ホームページからのアクセスを可能とする予定。

## 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について

東京都の呼びかけで東京都環境整備公社、東京産業廃棄物協会ほか業者6社が参加

大自然の威力をまざまざと見せつけられた今回の大震災、多くの尊い人命がうしなわれ、工場・事業所が大きな被害を受けました。被害を受けられた皆様に、心より哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。

東京都は去る6月7日(火)、大震災からの復興に努力している被災県の災害廃棄物の受入処理を加速化させ、被災地の早期復興に繋げることを目的として、調整会議を開催した。

この会議は、東京都廃棄物対策部の呼びかけにより、(財)東京都環境整備公社（以下公社）、(社)東京産業廃棄物協会ほか産業廃棄物処理業者6社が参加し開催された。この席上、東京都から東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入についての（案）が示され、参加団体・事業者に協力依頼がなされた。

※「東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について」に（案）が付されているのは、事業スキームが再委託を前提としているためである。なお、再委託を認める政令は、7月8日（金）に公布・施行された。

### 東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について（案）

#### 1. 概要

災害復興に向け、被災地（県）、東京都及び（財）東京都環境整備公社が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が

協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築する。

#### ○災害廃棄物受入予定量

平成23年度 約16万t  
(3か年で約50万tを予定)

- ・災害廃棄物の種類  
可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物、焼却灰
- ・処理方法  
リサイクル、破碎、焼却、埋立

#### ○事業スキーム（案）

※次頁参照

#### 2. 事業スキーム（案）のメリット

##### ○処理自治体側

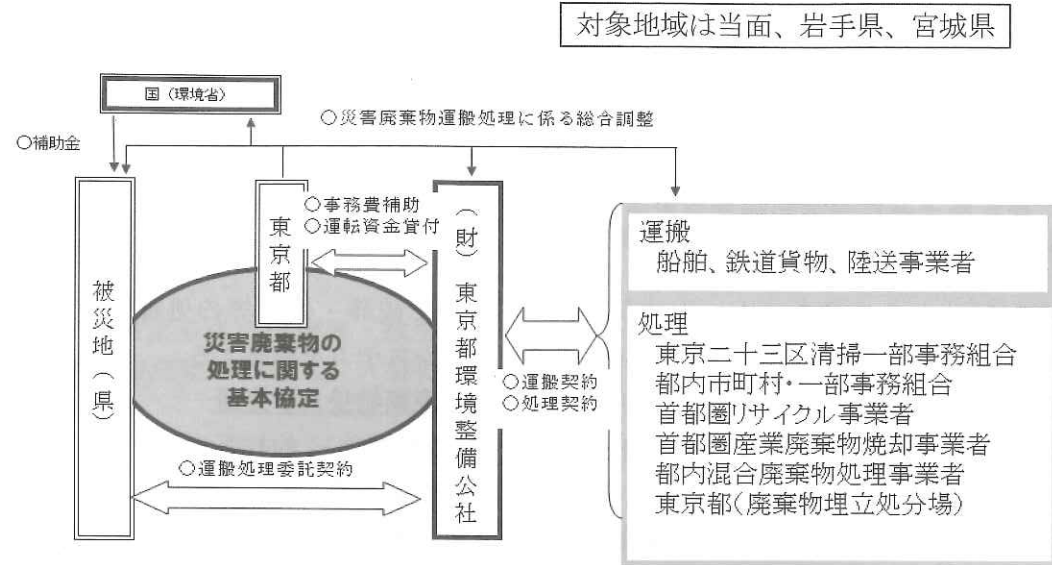
- ・受入廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を公社が調整
- ・国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- ・被災自治体への処理費用請求手続きを公社が対応

##### ○被災自治体側

- ・被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- ・船舶や貨車などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。



○事業スキーム (案)



(H23の公社への運転資金貸付 約70億円、3年間で約280億円の予定)

<スケジュール>

被災県と東京都の基本協定締結に続き、9月を目途に被災県と処理受託者である公社が、災害廃棄物処理契約を締結する予定となっている。その後、公社と運搬・処理業者間で契約を締結し、事業実施の運びとなる。事業費については、環境省による国庫補助金の査定に基づき年度末に支出されるが、都によるつなぎ資金の支出も考慮されている。

<先行事業>

この3ヶ年にわたる災害廃棄物の受入を実施するにあたり、現地における災害廃棄物の仮置きの状態、廃棄物の中身、(危険物、処理困難物の混入状態)、選別の方法を把握するとともに、運搬手段等を検証する必要がある。このことを踏まえ、試行を兼ねると共に、廃棄物の破碎・選別に必要な重機の設置スペースを確保する為に、先行事業を行うこととなった。6月17日に、東京都、岩手県、公社、6処理業者が参加し、岩手県宮古市において現地調査を行った。

先行事業は、岩手県宮古市の萩原埠頭に仮置されている約20万㎡ともいわれる「津波で流された混合廃棄物」のうち一部を船舶により搬出しようとするものである。

この廃棄物は、木くずを主体とする廃プラ、金属、建設ガラ等であり、汚でい、土砂、廃油にまみれた混合廃棄物である。この中には、PCBやアスベストの混入が疑われる機器やボード等危険物・処理困難物の混入も散見さ

れる。このため、船積み前に土砂等を落とし、危険物等の粗選別、摘出が是非とも必要となる。

各参加処理業者は、この現地調査に基づき、現地での粗選別の方法の提案、災害廃棄物の処理費用の見積りを提出し公募に臨み、8月中の運搬処理を目指していくことになる。

(有明興業(株) 青木 記)



現地の災害廃棄物



木くずが中心



危険物の混入もあるか?

■ 災害廃棄物受入スケジュール (予定)

時期	スケジュール		受入先(予定)及び受入対象物(種類)				
	東京都及び公社	被災地	都内自治体(清掃工場)		民間リサイクル事業者	民間焼却事業者	民間破碎事業者
		環境データ	二十三区一組	多摩自治体	[木くず]	[可燃性廃棄物]	[混合廃棄物]
6月	受入準備期間	被災地の焼却施設で焼却試験(排ガス等測定、塩化水素、ダイオキシン類等)					○受入廃棄物の事前確認
7月	○民間処理事業者公募・決定 ○処理委託契約の締結 ○事前協議手続きへの協力	被災地焼却施設の焼却試験測定結果(排ガス等)の確認					
8月	○二十三区一組の焼却試験に必要な災害廃棄物の受入		□清掃工場所在区及び周辺住民への受入説明				宮古市からの受入開始
9月	○公社が現地事務所を開設し、受入災害廃棄物の性状等を確認		□清掃工場の焼却試験(排ガス等測定)		受入開始	受入開始	
10月	選別作業		□清掃工場の焼却試験測定結果(排ガス等)の確認	二十三区一組の測定データ等で確認			
11月	○可燃性廃棄物の二十三区清掃一組多摩市町村一組への受入調整	仮置場から災害廃棄物を出荷	□清掃工場所在区及び周辺住民への受入説明	□清掃工場周辺住民への災害廃棄物受入の説明			
12月			受入開始	受入開始			
1月							
2月							
3月							



(お知らせ)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について

平成23年7月5日(火)  
環境省 大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害廃棄物の迅速な処理のため、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合に受託者による処理の再委託を認めることを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日7月5日(火)閣議決定されました。

1. 改正の趣旨及び内容

- 現行制度においては、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているところです。
- 一方、東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの災害廃棄物の処理は、平時に市町村により行われている日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の処理とは全く異質のものとなっています。  
また、被災地の市町村の中には、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理のための人員や体制を確保することができない市町村もあります。
- このような状況を踏まえ、被災地の市町村が災害廃棄物を迅速に処理できるようにするため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村が災害廃棄物の処理を委託する場合には、平成26年3月31日までの間に限り、一定の基準の下で、受託者が処理を再委託することができることとする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図ることといたしました。
- 上記特例措置の創設のため、本日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

2. 今後のスケジュール

平成23年7月8日(金)公布・施行

(注) 政令及びこの政令に関する省令は7月8日(金)に公布・施行済み。

法制度検討委員会発足、初代委員長に(株)五十嵐商会・篠原周治氏が就任

全産廃連の「関東地域協議会産業廃棄物処理問題等検討委員会」の設置を受けて、当協会にも「法制度検討委員会」として新たな委員会が発足した。第一回の法制度検討委員会は、平成23年6月22日(水)午前10時より、協会会議室にて開催され、初代委員長に収集運搬委員会の(株)五十嵐商会・篠原周治氏が就任した。

委員構成は、協会内の各委員会・部会より若手を各1名人選した。(委員は下表の通りです)今後、法制度について、問題点・改正の必要性などを、各委員会・部会で検討し、各委員が、所属する委員会・部会ごとの法制度に関する検討状況を整理し、法制度検討委員会に持ち寄ることとなった。また、委員長は、協会の検討委員会の内容を整理するとともに、関東地域協議会の検討委員会にも出席し、また、検討状況について常任理事会に報告を行うこととなった。関東地域協議会

の検討委員会には、委員長のほか専務理事又は事務局長も出席する。

第一回の資料として、①規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ(案)及びグリーンイノベーションWGにおける改革の方向性(内閣府資料)、②法制度改正の概要資料、③先の法改正の通知内容資料、④全産廃連収集運搬部会議事録資料、⑤自由討議参考資料(全産廃連理事会資料)、⑥佐藤泉弁護士講演会資料、⑦全産廃連関東地域協議会の検討委員会資料、⑧全産廃連収集運搬部会検討テーマ資料、⑨優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(環境省資料)、他が各委員に配布され、古川専務理事より今般の経緯を含めて詳しく説明された。

次回の委員会開催は8月を予定することで第一回委員会を終了した。

(株)ハチオウ 森雅裕 記

委員会名	社名・委員氏名		
収集運搬委員会	(株)五十嵐商会	篠原 周治	委員長
広報委員会	(株)ハチオウ	森 雅裕	副委員長
収集運搬委員会	白井エコセンター(株)	白井 徹	
多摩支部	相田化学工業(株)	相田 英則	
安全衛生推進委員会	日栄産業(株)	上路 秀勝	
建設廃棄物委員会	高俊興業(株)	高橋 潤	
医療廃棄物委員会	(株)メッドトラスト東京	千明 賢人	
青年部	(株)東亜オイル興業所	濱松 直親	
女性部	(有)スリーシープランニング	山下 智栄子	



## 安全衛生推進委員会、産廃収運における交通事故撲滅で研修会 講師に高俊興業(株)労務安全教育グループの齋藤 純課長招く

平成23年6月30日(木)午後2時から、安全衛生推進委員会では産業廃棄物収集運搬における交通事故撲滅のための研修会を千代田区神田須田町のグリーンホールにおいて開催した。

当日は、講師に高俊興業(株)労務安全教育グループ課長の齋藤 純氏を招き「交通事故惹起運転者特別教育のすすめ」(貨物自動車運送事業者安全規則10条に基づく)と題して、実際の交通事故を記録した映像を交えての講義を受け、交通事故撲滅のためのドライバー教育の重要性を再認識した。



伊藤委員長

まず伊藤委員長が開催に当たり「産業廃棄物の収集運搬における交通事故は、ドライバーだけでなく第三者にも被害を及ぼし、また、産業廃棄物処理業界全体のイメージダウンに繋がりがねないため、安全運転に徹したドライバーの育成が必要不可欠であり、ドライバー教育はその最も重要な要素であることを認識し、安全運転を推進して頂きたいと思います」と挨拶した。

講義内容は、①死者や負傷者を生ずる事故を引き起こした者、②運転者として新たに雇い入れた者、③高齢者(65歳以上の者)に対して特別教育を実施しない

まず伊藤委員長が開催に当たり「産業廃棄物の収集運搬における交通事故は、ドライバーだけでなく第三者にも被害を及ぼし、

といけないかの法的な位置づけからも行われ、その後、貨物自動車運送事業者安全規則10条に基づく特別教育の実施方法のカリキュラム(国土交通省告示平成13年8月20日1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転手に対して行う指導及び監督の指針を定める件(事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間関係)」の説明が行われた。

指針の内容は下記の通りである。

- ①トラック運行の安全確保に関する法令等
- ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止策



講義する齋藤課長

③交通事故に関わる運転者の心理的及び生理的要因及びこれらへの対処方法

④交通事故を防止するための留意すべき事項

⑤危険の予測及び回避

⑥安全運転の実技

で①から⑥までを合計6時間以上指導し、⑥の同乗運転指導は可能な限り実施することと定められていることが説明され、実際の高俊興業のドライバーに実施されている特別教育の内容説明があった。

[高俊興業で実施されている特別教育内容]

### 1. トラック運行の安全確保に関する法令等

- (1) ドライバーの心構え
- (2) ドライバーの安全運行のために遵守すべき基本事項
- (3) 貨物の正しい積載方法
- (4) 運転者の道路交通法違反行為について

- ①主な道路交通法
- ②ドライバーに対する処分
- ③会社に対する処分

### 2. 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策

- (1) トラックの構造・運転特性に潜む危険
- (2) 交通事故事例研究及び是正措置と予防措置・再発防止対策
- (3) 産業廃棄物・危険物を運搬する場合に留意すべき事項

3. 交通事故に関わる運転者の心理的及び生理的要因及びこれらへの対処方法

4. 交通事故を防止するための留意すべき事項

(1) 適切な運行経路とその道路交通の状況

(2) 運転者の運転適性に応じた安全運転

(3) 健康管理の重要性

### 5. 危険の予測及び回避

危険予知訓練の効用

危険予知訓練の一例

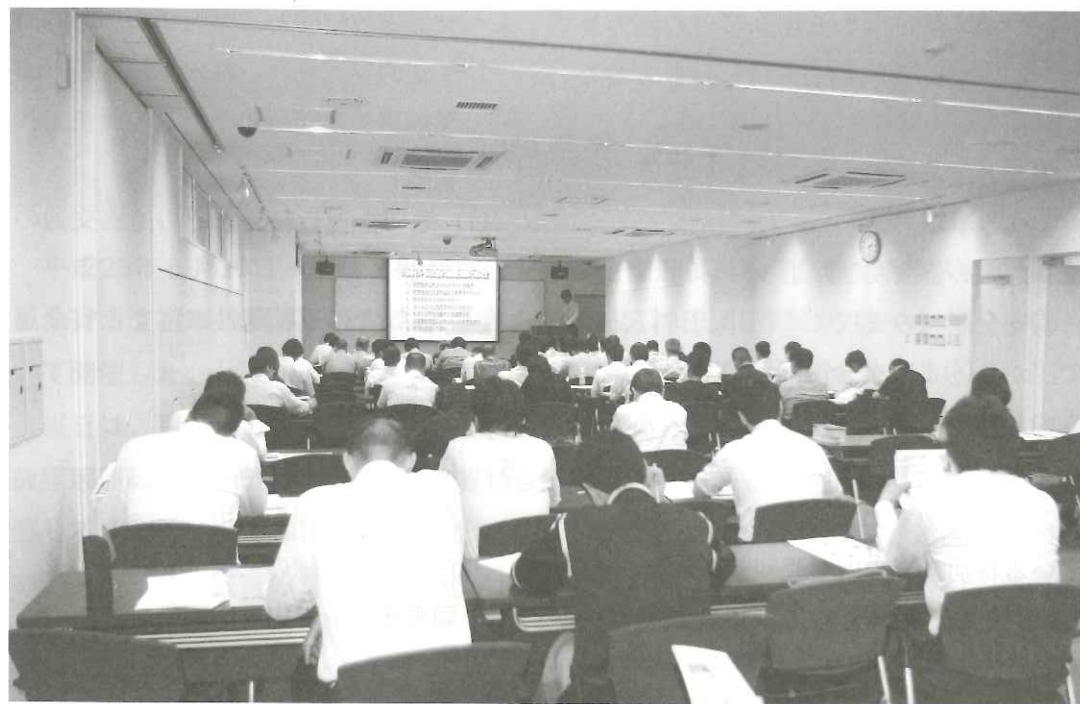
### 6. 同乗チェック内容の実例

上記標題の教育内容について細かく説明された。

ドライブレコーダーで、実際の事故及び「ヒヤリ・ハット」の様子が撮影された映像をもとに、その事故原因と対策が講義された。

また、ドライブレコーダーの効用として、事故を起こした運転者やもらい事故にあった運転者の証言が全くあてにならず、映像を確認することにより、どちらに非があるかが明確となることと、再発防止対策やドライバーの運転特性も把握することができ、またデジタコの記録を併用した事故原因の究明や対策を話し合い、ドライバー含め社員全員に周知することにより、高俊興業の交通事故撲滅の大きな要素となっていることが説明された。





熱心に受講する研修会風景

高俊興業の交通事故撲滅の3大要素は、デジタコ及びドライブレコーダーの導入と、その解析による対策をドライバーに周知させる安全運転教育の実施により達成されたことであること、これを継続するために今後もドライバーに対して積極的に安全運転教育を実施していく旨の決意表明がなされた。研修者にもデータが必要であれば提供するので、ドライバー教育を実施し、産業廃棄物処理業界の交通事故撲滅のためお互いに頑張ろうと研修会は終了した。

研修会の参加者が特に興味を示したのは、危険予知訓練の一例の説明の中で交差点での右左折時でどの部分に注意をし、危険を予測するかの訓練の模様や、ドライブレコーダーの事故や「ヒヤリ・

ハット」前後30秒間の映像による原因分析や対策等の説明時に注目が集まった。

最後に、古川専務理事より「長時間の研修お疲れ様でした。私は、運転免許証をいまだ持っていないので、自動車を安全に運転する方法はわかりませんが、安全運転するためにはドライバー教育と事故を起こしてしまった時の再発防止の検討や事故を未然に防ぐための訓練が必要であることは、十分理解出来ました。会社にお帰りになって、ドライバー教育を推進して頂き、産業廃棄物処理業界の交通事故撲滅のため、この研修会が有意義なものになることを期待し、研修会を終わらせて頂きたいと思います。」と挨拶があり、研修会を終了した。

(高俊興業(株) 阿部 記)

## 平成23年度第1回産業廃棄物処理業者講習会開く

東京都環境局と(社)東京産業廃棄物協会は、平成23年6月29日(水)午後1時30分から都議会議事堂1階都民ホールにおいて平成23年度第1回産業廃棄物処理業者講習会を開いた。この講習会は例年、近く産業廃棄物処理業許可の更新を控えた処理業者等を対象に、更新許可手続きに当たってのこころえをはじめ、契約書やマニフェスト等についての取扱い、廃棄物処理法の動向に加え、「しない、させない、許さない。不法投棄は犯罪です。」をスローガンとする最近の不適正処理事例について、許可更新にあたっての必要事項を身に着けるために年4回開催している。



開催に当たって、まず主催者とし志村 公久環境局産業廃棄物対策課長は「本日の講習会は、8月から10月までに許可が更新される方たちを対象に開催しているもので、今回は特にこの4月から改正された廃棄物処理法が施行になり、皆様方にはこの中では排出事業者への対策が強化されたことに留意されたい。

この内容は講演の中でも説明があり、例えば事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設や建設工事で生ずる廃棄物は元請け業者に処理責任の一元化、処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこと、産業廃棄物の処理状況確認努力義務の規定、不適正処理の通報義務化等々、改定された点もあるので、各講義の内容をしっかりと把握されることを望みます。」と挨拶された。

講習会の次第は次の通りだが、最後に磐井産業廃棄物対策課指導係長が「平成23年度優良性基準適合制度の申請受付が6月23日から開始され、8月12日に閉め切るので「産業エキスパー

ト」・「産廃プロフェッショナル」の優位性を確認して申請して欲しい。」と付け加えた。

○更新許可手続きについて  
環境局産業廃棄物対策課審査係

三好 曜子氏



○契約書及びマニフェスト等について  
環境局産業廃棄物対策課指導係

松本 好郎氏



○法改正について  
環境局産業廃棄物対策課規制監視係

松本圭一氏



○最近の不適正処理事例等について  
環境局産業廃棄物対策課不法投棄対策係

飯倉 弘士氏





## 第18回定時総会及び研修会 開催

青年部は、平成23年6月3日(金)午後3時より(社)東京産業廃棄物協会会議室において、第18回定時総会を開催した。出席者37名、委任状による表決数9名、全部員に対し、出席率が青年部の過半数を超えており、総会は有効に成立した。

相川幹事の開会宣言後、青年部濱松部長の挨拶があり、震災で被害に遭われた被災地の方々に黙祷後、定刻どおり総会が開始された。

司会の矢部幹事により、濱松部長が議長に選任され、議長による議事進行となった。

- 第1号議案 平成22年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成22年度収支決算報告承認の件  
平成22年度監査報告
- 第3号議案 平成23年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成23年度収支予算案承認の件
- 第5号議案 青年部規約の一部改正案承認の件

石田副部長より、平成22年度事業報告及び収支決算報告が、森監事より、監査報告が行われ原案通り可決された。

22年度は部員相互の情報交換及び親睦

を図り、研修等を通じて部員の自己啓発に努めると共に、当協会の発展に寄与することを目的として活動を続けてきた。アースデイへの参加(4/17、18)、全国大会CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト(11/23)、関東ブロック大会(3/4)と大きな活動があり、次に活かせる成果を得、有意義な活動となった。

次に、有吉副部長より、平成23年度事業計画及び収支予算案が説明され、原案通り承認された。

新年度においては、引き続き協会の公益法人化に資する活動を意識し、より社会貢献度の高い事業に取組み、業界でどう生き抜くか勉強、若手社員教育、ボランティア活動の強化、他団体との交流を深めるなどの活動を中心に推進していく。

主な活動計画としては、アースデイ(4/23、24)、高尾山清掃(5/21)、第18回総会(6/3)、関東ブロック総会(6/24)、勉強会(7/15)、全国産業廃棄物連合会青年部協議会(7/22)、若手社員研修会(9/16)、勉強会(10/21)、施設研修会(11月)、賀詞交換会(1月)、関東ブロック賀詞交換会(2月)。

引き続き、花形幹事より第5号議案、青年部規約の一部改正案の説明が行われ、規約第11条に慶弔見舞金の追加が可決されたのち、大崎幹事の閉会宣言が行

みんなが使おう！  
“再生紙”

われ、定時総会を閉会した。

総会終了後、株式会社エコグリーン代表取締役 石井 光暢氏による講演が行われた。

内容は、「逆境の行動学」～ピンチ(危機)はチャンスに変えられる～。

アメリカンフットボールの歴史、ルールの説明から始まり、オンワードスカイラックスのアメフト事業撤退からクラブチーム「ノジマ相模原ライズ」が誕生するまでに危機から学んだ事をチャンスに変えてやってきた事などの話しを頂いた。

オンワード時代は、かつて日本一を経験し名門クラブとして世に名を知られるくらいの存在であったが、リーマンショック後、スポンサー企業によるアメフト事業の撤退により、存続が危ぶまれるようになった。そのため、メンバーの他クラブへの転籍等、危機にさらされた時の人のあつまり(集団)がそれぞれどういう行動に出るのかも併せて教えてくれた。しかし、これまで苦楽を共にした「アメフト魂」の絆は強い。大半は石井キャプテンの想いに賛同し、地域密着型のクラブチームを新たに発足させて再出発することとなった。この話はNHKでも取り上げられ、この講演の中でも放映してもらった。

石井社長は、参加型の総合型地域スポーツクラブとして、スポンサー企業に頼らない自主運営と地域に根差し地域から必要とされる、地域の誇りとなるチームを目指し、地域とファンとともに歩むクラブチームになるため、日々、社長業と

クラブ代表を両立させ努力し続けると語った。

短い時間ながら、アメリカンフットボールの醍醐味、地域との繋がり的重要性が理解でき、大変充実した講演となった。

また、今回の話はスポーツの世界だけでなく、普段共に仕事をしている企業にも当てはまる話がたくさんあった。それぞれの会社で常に危機意識を持ち、それに対処できるようにしながら前向きに行動すること、ならびに普段から社員との絆を作ることがどん底から共に這い上がる上で必要であること…久しぶりに胸を打たれた話であった。

(株)リスト 遠藤重雄 記)



挨拶する濱松部長

講演する(株)エコグリーン社長





## 女性部だより



### 「廃棄物業界における女性のキャリアの積み方」をテーマに部員が経験談

平成23年6月16日(木)、午後3時より協会会議室において「廃棄物業界における女性のキャリアの積み方」をテーマに、部員の(株)第一建設の伏見さん、山下産業(株)の平原さんのお二人を講師に迎えての勉強会が開催されました。

伏見さんからは、キャリアを積んで行く過程での視点の変化という点で、業界の変遷を織り交ぜながらお話をいただきました。

現在の伏見さんからは想像もつきませんが、第一建設のパート社員として入社してからの数年は、仕事への意欲が希薄で、自分はこのままパートで終わると思っていたそうです。

時代は建設ラッシュを迎えていました。伏見さんは手探りの状態で配車や設備投資、組織等、社内のあらゆることに携わるようになります。「体力も知識もないのに、ひたすら走り続けるような状況が続いてきた。」とのことでした。

ご本人曰く後悔と反省の連続だったそうですが、「現在まで仕事を続けてこられたのは、どんな状況でも逃げずにやってきたこと。」という力強い言葉が印象的でした。

続いて平原さんから、活気ある職場とは何かを中心に、お客様とのトラブル・苦情や職場の問題をどのように乗り越えていったのかを具体的にお話いただきました。

平原さんが大学卒業後に携わった会社は、社員一人ひとりが新しいことにチャレンジすることを奨励し、失敗しても

「そこから何かを学び、全員で共有しよう！」という気風があったそうです。新しい発想で様々な提案をしやすい環境であったため、お客様とのトラブルや苦情も新たな取り組みの契機とし、新たな問題解決のためのサービス提案を行うことに心がけることができたそうです。

また、奇しくもお二人のお話で共通していたことは、頼りにし、期待していた部下に突然去られてしまうという点で、これに対しお二人は、相手を責めることなく、自らを深く見つめて反省することで、社内のコミュニケーションを改善することに繋がっていきます。

お二人の話から、失敗から目を背けず、原因を掘り下げていくことで、マイナスをプラスに転じていく強さと行動力を感じました。

続くグループ別討論もお二人の話の影響を受け、非常に活発なものとなりました。女性部には経営者から社員の方まで様々な立場の方がいらっしゃいます。「仕事へのモチベーションを高めるには」「社内での情報共有の仕方」「人材教育」など様々な視点から活発な意見交換が行われており、議論が尽きない様子が印象的でした。

(財)東京都環境整備公社 齊田多恵子 記)

## 多摩支部だより

### 多摩環境事務所から井口廃棄物対策課長ら4氏を招き研修会を開催

(社)東京産業廃棄物協会多摩支部は、平成23年6月24日(金)午後2時30分から立川市緑町の立川市民会館「アミュー立川」において支部会・研修会を開き、終了後はJR南武線西国立駅そばの「無門庵」において懇親会を開いた。支部会では今後の活動予定として、9月9日～10日に(株)ミダックふじの宮の施設見学会、懇親会は修善寺温泉「桂川」において実施することを決めた。また多摩環境事務所から廃棄物対策課の井口 哲男課長、須田 邦義審査係長、櫻井 聖二規制指導係長、阪口 慶規制指導係主任の4氏を招き、研修会において恒例となっている「多摩地区における不適正処理事案および今後の指導方針、および法改正についての講演を聞き、終了後に質疑応答が行われ、有意義なひと時を過ごした。



赤石支部長

支部会は加藤副支部長の司会で始まり、赤石支部長が挨拶の中で電力削減問題に触れ「皆さんのところにも15%削減目標のアンケートが来たと思いますが、目標達成は難しいようです。当社では、無駄な照明を減らし3分の1の照明にしています。昨日も社内のクーラーをつけたのは午後4時頃からと、そんな状況で当社も節電に取り組んでいますが、ぜひ皆さんもできるところからのご協力をお願いします。



加藤副支部長

と挨拶、秋の施設見学会では正会員の(株)ミダックふじの宮を内定したことを報告、この施設見学会は多摩支部の処理業者さんの交流が目的なの

で振ってご参加願いたいとし、了承を求め正式に決定した。

このほか加藤副支部長より全産廃連の青年部協議会会長の立場で、3月末に東日本大震災の被災地3県の青年部員の安否と支援のための実状調査の生々しい報告があった。臭気と火災の危険性もある中、膨大なガレキの量から、処理経費の問題をはじめ仮置き場、分別処理、輸送方法や焼却炉の不足等々、今後解決しなければならない大きな問題が山積みしており、どのように協力していくか等を指摘されていた。



研修会にて多摩環境事務所の各氏



「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」  
認定制度の申請の受付を開始します

～申請受付期間 平成23年6月23日から8月12日まで～

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」  
認定制度の申請の受付が始まりましたので  
お知らせいたします。

1 制度の概要

平成21年10月に都が初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度。本年度制度改正を行った(6項参照)。

2 制度のねらい

- ① 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供



3 申請の受付期間

平成23年6月23日(木)～8月12日(金)

4 申請方法

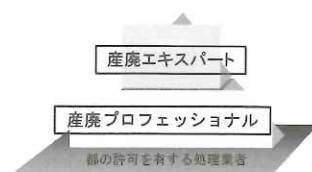
受付期間内に下記の申請に関する問い合わせ先まで送付、または予約の上、持参してください。

申請に必要な書類等の情報については、下記URLで公表しています。

財団法人 東京都環境整備公社ホームページ：<http://www.tokyokankyo.jp/>

5 認定されると・・・

- ① 東京都環境局及び(財)東京都環境整備公社のホームページにおいて認定業者が公表されます
- ② 産業廃棄物処理業の許可証に認定ロゴマークが印刷されます。
- ③ 車両や名刺、作業着などに、認定ロゴマークの使用ができます。
- ④ 東京都において、排出事業者へ制度の周知及び認定業者の利用の依頼を行っています。



<制度に関する問い合わせ先>  
環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課  
電話 03-5388-3586

<申請に関する問い合わせ先>  
(財)東京都環境整備公社  
優良性認定評価室  
電話 03-3644-1381

6 制度の主な改正点

① 評価項目の主な追加事項

評価項目	小項目	概要
安定性	経常利益金額等	直前3年の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超える。
	無事故	過去2年間負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。
	業務マニュアル	業務マニュアルが整備され、常時使用できる状態になっている。
先進的な取組	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報などで確認することができる。
	企業の社会的責任体制	CSR報告書や環境報告書を作成している。
	低公害・低燃費車両・重機	許可車両として低公害・低燃費車両又は低公害型重機を導入している。
	インターネット情報公開(料金表等)	料金表等をインターネットで公開している。

※詳細は、(財)東京都環境整備公社のホームページにてご確認ください。

②認定水準の引き上げ

区分	遵法性	安定性		先進的取組	
	変更なし	改正後	改正前	改正後	改正前
産廃エキスパート	必須(100%)	80%	75%	60%	50%
産廃プロフェッショナル	必須(100%)	70%(変更なし)		—	

③更新に関する認定期間の延長

更新申請の場合、認定の有効期間を3年とする。  
(新規申請については、従来どおり2年。)

④更新に関する申請手数料の減額

更新申請の場合の申請手数料を減額します。  
(新規申請については、従来どおり。)

区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)		収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業		専門性
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
産廃エキスパート	147,000円	131,250円	189,000円	173,250円	210,000円	189,000円	31,500円
産廃プロフェッショナル	105,000円	94,500円	147,000円	131,250円	168,000円	152,250円	

(注)・消費税・地方消費税を含む。  
・収集運搬業と中間処理業の両方を申請する場合、手数料の額が低い方を半額とします(詳細は、(財)東京都環境整備公社にお問い合わせください。)  
・専門性：感染性廃棄物を取り扱う場合

7 これまでの実績

平成21年度認定業者数 183社

平成22年度認定業者数 75社

8 今後の予定

7月11日・19日 処理業者(更新対象事業者)向け説明会

8月12日 申請の受付期間の終了

12月 認定処理業者の公表

(都及び(財)東京都環境整備公社のHPで公表)



## 和 時 計 の 生 活

漏刻を新しき台に置く。始めて候時を打つ。鐘鼓を動す。——「日本書紀」天智天皇10年4月25日（太陽暦換算671年6月10日）の項に、「漏刻」すなわち水時計が、日本ではじめて時を知らせたことが記されている。このことから大正9年に、6月10日を「時の記念日」と定めた。今回は、「時」と省エネのお話。

正午、おやつ、うしみつどき。これらは、江戸時代以前から使われていた時間の概念「不定時法」の言葉が残ったものだ。現代では1日を24時間に等分割する「定時法」が一般的だが、「不定時法」では、日の出と日の入りを基準に1日を12等分し、干支で表現していた。しかし時間の最小単位が2時間ではなにかと不便なので、江戸時代に「数呼び」という方法ができた。深夜12時が九つ、2時間ごとに八つ、七つとなり、昼の12時に再び九つとなる。当時の食事は1日2回で、午後2時から4時ぐらいにあたる「八つどき」に間食をしたことから、間食が「おやつ」と呼ばれるようになった。

不定時法では季節によって昼夜の長さが変わるため、それに従って時間の長さも変化する。東京の夏至（6月21日）では昼が15時間51分なので、不定時法では昼の1刻が2時間38分、一方、この時期の夜の1刻は1時間21分となる。冬至の昼は1時間50分、夜は2時間10分だ。不便なようだが、時計のない人にとっては、太陽の高さで大体の時刻がわかるので却って便利かもしれない。日出と共に起き、日没と共に寝る生活に即した時間法だ。江戸時代ではろうそくも庶民にとっては貴重品。あかりの節約のためにも、日が

落ちたら早く寝るという習慣が根付いていた。

さて、6月1日から、森永乳業、ソニー、東京証券取引所など全国の企業がサマータイムを導入した。サマータイムとは、夏の間の日の長い期間に、時計を1時間進めて昼の時間を長くする制度で、欧米を中心に世界の約80ヶ国で実施されている。長くなった時間で余暇を楽しんだり、照明や冷房の省エネ対策としても期待されている。しかし、就業時間を1時間前倒ししたところで、日中の電力需要は変わらず、サマータイムの効果を疑問視して導入を見送った企業もある。時計ばかりでなくコンピュータをはじめ時計内蔵型の家電などを調整しなければならぬ不便や、切り替え時期に体調を崩す人が多いといった健康への影響もデメリットとされている。

ではいっそ1時間といわず不定時法をとりいれてはどうだろうか。1年中太陽の動きに体をあわせていくので自然に慣れることができ、日没と共に就寝すれば、夜遊びも電気の使用も減る。気象庁の長期予報によれば、この夏の暑さもかなり厳しいらしい。このへんで一度私たちの活動を少し緩めて、お日さまと共に生活する究極の節電法、試してみたいだろうか。

(参考)

時計の雑学

[http://www.geocities.jp/afi\\_651/japan-time2.html](http://www.geocities.jp/afi_651/japan-time2.html)

語源由来辞典

<http://gogen-allguide.com/o/oyatsu.html>



## つ・ぶ・や・き

「編集長、ボツにしないで」

マナーという言葉インターネットで検索してみた。ビジネスマナーに始まり、冠婚葬祭マナー、テーブルマナー、接客マナー、運転マナー、喫煙マナー、公共のマナーとして欧米諸国に伝わるレディファースト、最近だとメールマナー、犬の散歩マナーに携帯電話のマナー。どんな言葉でも後ろにマナーをつければ成り立ってしまいそうである。

そもそもマナーとは何なのか。少し調べてみると、「相手を気遣う」という気持ちを所作として形式化し、わかりやすくしたものが形式としてのマナーであると。根拠の無い自身のマナーの押し付けになっていることが見かけられる書面に示されるようなマナーなどは、絶対視されるべきではなく、多くのマナー様式はマニュアル化されるような命令でも規範でもない。また、国や宗教、時代、文化などのさまざまな習慣によって形式が異なり、その中でも、価値観や捉え方に差異が生じるもののようなものである。例えば、日本で不快に思われる行為は、同じ行為であっても国が違えば儀礼に適っていることになったりする。エスカレーターの乗り方をみると、関東では左側に乗り、右側を急ぐ利用者用を開ける慣習があり、関西ではその逆となる。そのことがエスカレーターの事故を引き起こすことは無いだろう。ふつう、我々は周りを見

て乗り方を自然に認識し、他者を妨害するような乗り方はしないものである。

マナーの心とは、「他者を気遣う」ことだということがわかってきた。ならば、マナー違反とは、「他者を気にしない」あるいは「自分だけがよければよい」ということになる。最近の健康ブームの影響やファッション性の飛躍的な向上も手伝い、ジョギングや自転車をお手軽なスポーツとして楽しむ人が急増している。エコに敏感な我々の業界でも自転車通勤者が増えていると聞く。しかしながら、ランナーの老舗コースであった皇居の周りは夕方から「にわかランナー」で溢れかえり、談笑しながら道幅いっぱいに広がり、トイレやベンチは着替えや待ち合わせで占領する始末。一般通行者や観光客が恐怖を訴える惨状である。もう少し「他者を気遣う」気持ちがあったら…

今まで気持ちよく利用していたのに、突如現れるマナー喚起の看板やポスターに胸を痛める。こうやってルールが次々と作られていくのだと思う。ルールは違反するとペナルティが科せられる。これ以上無用なルールに縛られたくないならば「他者を気遣う」心の熟成こそが、豊かな社会の形成や、個人の人的成長を助長することに気づくべきであろう。

(ジロー)



## 委員会報告



### 青年部 (濱松部長)

平成23年6月3日(金)午後1時30分より13名の幹事により幹事会が開催された。

まず、総会の段取りが確認された後、アースデイでチャリティ販売したTシャツとマグカップの在庫数及び売上状況について濱松部長より説明があった。

次に、濱松部長から6月24日の関東ブロック通常総会及び交流会の参加呼びかけ、7月22日の全産廃連青年部協議会第12回通常総会については当日の受付手伝いの協力を呼びかけた。

最後に今後の予定については勉強会の内容を中心に確認され会議は終了した。

なお、次回の幹事会は7月15日の勉強会前の13時半より開催される。

### 医療廃棄物委員会 (五十嵐委員長)

平成23年6月14日(火)午後3時より、10名の委員により開催された。

7月と9月に予定している、協会員感染性許可取得業者向けの研修会の内容について検討した。

7月開催分については、7月20日(水)午後3時からに決定。賛助会員の(株)アミタ持続可能経済研究所から講師を招く。内容は、災害時の緊急保管場所の想定・処分先の複線化・法律の話など。前半に講話、後半はディスカッションを行う。

9月開催分は、より良い適正処理を目的とした、排出事業者や処理業者等との懇談会形式。感染性廃棄物は内容物の確認が困難なため、WDSの活用を推進し、適正処理向上に向けて考える内容とした。

7月22日(金)に有害・医療廃棄物研究会の講演会があり、当委員会委員の(株)日本シルバー 杉本氏がパネルディスカッションのパネラーとして参加する事になった。

### 安全衛生推進委員会 (伊藤委員長)

平成23年6月30日(木)安全衛生研修会終了後7人の委員によって開催された。議題は、8月と10月に予定している安全衛生研修会についてである。

まず、講師を引き受けて頂いた東京労働局の小山氏と日程調整を行ったところ、8

月24日(水)に決定したとの報告があった。内容に関しては、阿部副委員長より重機等の写真や、交通事故状況のVTRを提供して頂き、それを基に講義をお願いする方向となった。

次に、10月に予定している研修内容について協議を行った。前年度にも開催した収集運搬業『社内管理体制構築のすすめ』という意見があり、協会全体の研修会となるため、7月13日の常任理事会で開催について提案することとなった。また、開催時の講師等については、前年度と同様に収集運搬委員会と連携して行うことで決定した。

なお、次回委員会は8月24日(水)研修会終了後に開催することとなった。

### 「東日本大震災・東京産廃協義援金」のお礼と報告

このたびは、「東日本大震災・東京産廃協義援金」へ会員の皆様からの温かいお気持ちを多数お寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

皆様からお預かりした義援金は、2,340,000円となり、協会からの拠出金500,000円を合わせ、総額2,840,000円を、5月23日(一部5月27日)に「東北地方太平洋沖地震東京都義援金口座」(実施主体：東京都)へ送金いたしましたことをご報告申し上げます。

多くの皆様のご厚意に深く感謝いたします。ご協力ありがとうございました。

社団法人 東京産業廃棄物協会

会長 高橋俊美



寄稿・TTT会  
五島長崎国際トライアスロン大会と全日本トライアスロン宮古島大会への参加報告

『五島長崎国際トライアスロン大会』の参加報告



「2011五島長崎のスタート前」

今年2度目のロングディスタンスの大会（スイム3.8km・バイク180.2km・ラン42.2km）、6月19日（日曜日）に長崎県五島市の国際トライアスロン大会に森・石田・山田と私の4名で出場。

この大会は11月に米国ネバダ州ヘンダーソン市で行われる2011・ITUロングディスタンスワールドチャンピオンシップ（世界選手権）の選考レースも兼ねており、各年齢別で10位以内に入れば、世界選手権の出場資格が得られる大会です。

そんな選考レースとは無縁な我々が長崎入りしたのは17日の午後。週末の天候が思わしくなく、現地入りしてからもハ

ッキリしない天気が続きました。

メンバーのロングディスタンス経験は浅く、雨のバイクは危険なので天気が一番心配していました。大会当日、その心配は的中！梅雨前線まっただ中の大雨。朝3時起床し食事、スイムスタート会場へと雨の中、重い気持ちで向かいました。

スタート前メンバーと健闘を祈りフローティングスタート（海で浮かびながら）位置まで移動、7時スタート！海は前線到来中ですが湾内の為あまり荒れてない状況でしたが、潮の流れに邪魔されながら何とか完泳、水泳の不得意な私はやはりメンバーの中で最後（\_-メ）、トランジットで何とか石田君と会い、バイク180キロの旅へスタート！

今回の長崎の大会は例年と違いUP・DOWNの厳しいコースを3周、しかも大雨でかなりのリスク！途中30キロ地点で森さんと出会い、次はスイム総合20位で上がった山田君に何とか追い付く気持ちで懸命にペダルを回しました。（トイレに行っている間に追越たようです）

	Swim	Bike	Run	Total
濱松	01° 17' 12"	06° 25' 12"	04° 20' 45"	12° 03' 09"
森	01° 11' 33"	06° 51' 24"	04° 10' 45"	12° 13' 42"
山田	01° 07' 17"	06° 59' 09"	04° 56' 55"	13° 03' 07"
石田	01° 16' 25"	落車のため棄権		

180キロという距離と登り下りの連続、かなり厳しい状況でしたが、何とかバイク完走！

最後のランへ向かいましたが、雨は降ったまま。最後の気力を振り絞りましたが20キロ地点から失速！左足の小指全体にできた血豆の痛みと闘い何とか完走（@\_@。一日中雨が降り注ぐこんな辛い大会は初めてでした！

しかし、驚くことに私濱松は年齢別で

7位に入賞し世界選手権への出場資格を獲得しました。日本代表としてですが、全て自費の為これからスポンサー探しに努めます（；\_；）

一日雨と珍しい大会でしたが、大会スタッフ・ボランティアの方々また沿道で応援してくれる市民の方に本当に感謝です。そんな方たちに本当に力を頂いた大会でした。

（株）東亜オイル興業所 濱松 記

『第27回全日本トライアスロン宮古島大会』の参加報告



「全日本トライアスロン宮古島大会」フィニッシュ後

2011年4月24日日曜日、沖縄県宮古島市にて開催された伝統の有る「全日本トライアスロン宮古島大会」に太陽油化の石田とハチオウの森の2名がTTT会を代表して参加してきました。

「海・風・太陽・熱き想い 君を待つ」を大会テーマに、スイム3キロ、バイク155キロ、ラン42キロ（制限時間

13時間30分）のレースが開催されました。エントリー枠1500人の中で、日本全国より1346人がスタート地点に立ち、1213人が完走しました。今年の完走率は90%で、昨年よりも多くの方が完走した大会となりました。

大会会場は、東日本復興支援の為の様々な企画が催され、日本全国から集まったアスリート達もチャリティーやイベントへ積極的に参加していました。開会式は黙祷から始められ、今大会が東日本支援の為に開催される事が伝えられました。

TTT会の二人の結果は以下の通りです。宮古島の暑い日差しの中を、二人とも精一杯に走り切りました。

（株）ハチオウ 森 記

	Swim	Bike	Run	Total
石田	00° 55' 32"	05° 13' 13"	04° 28' 58"	10° 37' 43"
森	00° 55' 47"	05° 10' 01"	04° 03' 28"	10° 09' 16"



◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

**(株)一不二総業**

代表取締役 齋藤 和行

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

[燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん]

積替え保管できる産業廃棄物の種類

[燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず]

特別管理産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を除く)

[①廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、②廃酸 (pH2.0以下のもの)、③廃アルカリ (pH12.5以上のもの)、特定有害産業廃棄物 (ア. 廃石綿等、イ. 金属等を含む廃棄物)]

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-2-9 シルキーハイツ九段南701

☎03 (5226) 5057

**(株)有 明**

代表取締役 鎌田 政春

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

[廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)]

積替え保管できる産業廃棄物の種類

[廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る)]

産業廃棄物処分業・中間処理

ア. 破碎 [廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

イ. 圧縮梱包 [廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず]

〒136-0076 東京都江東区新木場2-9-1

☎03 (3522) 5353

**(株)フォレスト**

代表取締役 原 実

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

[汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)]

積替え保管できる産業廃棄物の種類

[汚泥 (廃乾電池に限る)、金属くず (廃乾電池及び廃蛍光灯に限る)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る)]

産業廃棄物処分業・中間処理

ア. 破碎 [廃プラスチック類、金属くず (廃蛍光灯及び廃乾電池を除く)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯を除く)]

イ. 選別圧縮 [金属くず (空き缶に限る)]

ウ. 溶融 [廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)]

〒121-0836 東京都足立区入谷9-3-17

☎03 (3896) 5168

～協会の主な今後の日程～

(平成23年7月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
	12	火	全産廃連：正副会長会議12:00～/第2回理事会13:30～	全産廃連会議室
	13	水	広報委員会 10:00～ 常任理事会 13:30～/第288回理事会 14:30～/法制度検討会 16:00～	協会会議室
	15	金	青年部 幹事会 13:30～/勉強会 15:00～	協会会議室
	20	水	〈感染性廃棄物許可取得会員対象〉医療廃棄物勉強会	協会会議室
7	21	木	女性部 幹事会 14:00～/勉強会 15:00～	協会会議室
	22	金	全産廃連青年部協議会 第12回通常総会 16:00～	青山ダイヤモンドホール
	26	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～ 総務委員会 13:30～/常任理事会 14:30～	協会会議室
	28	木	建設廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	29	金	全産廃連：第1回全国正会員事務局責任者会議 13:30～	アジュール竹芝
	3	水	適正処理懇談会 15:00～	ベルサール西新宿
	4	木	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
8	24	水	<会員対象> 第2回安全衛生研修会 「労働災害防止対策について」 安全衛生推進委員会 (研修会終了後)	神田グリーンホール
	25	木	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	9	金	多摩支部 施設見学会	静岡県
	10	土	↓	
	13	火	全産廃連：第3回理事会	全産廃連会議室
	14	水	常任理事会 13:30～/第289回理事会 14:30～ /法制度検討会 16:00～	協会会議室
	15	木	女性部 幹事会 / 全体会	協会会議室
9	16	金	青年部 幹事会 13:30～/若手社員との研修会 15:00～	協会会議室
	22	木	全産廃連：第2回収集運搬部会運営委員会 13:30～	全産廃連会議室
	27	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	30	金	平成23年度国内処理施設見学研修会 ～10月1日(土) 見学先：(財)クリーンいわて事業団・いわてクリーンセンター	岩手県



## 会員情報

### 〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成22年8月31日発行）への記載頁

日本クリーンシステム(株)東京支店 218ページ  
(No.149) 【旧住所】〒163-0023東京都新宿区西新宿4-5-1  
幸伸ビル新宿7F

↓  
【新住所】〒151-0071東京都渋谷区本町3-10-3  
清水橋矢部ビル9F

\*電話、FAX番号は変更なし

船橋環境(株) 154ページ

(No.2116) 【旧代表者名】古瀬 泰弘

↓  
【新代表者名】磨山 弘太郎

(株)ニッソー 81・176ページ

(No.5014) 【旧住所】〒151-0071 東京都渋谷区本町1-20-2-203

↓  
【新住所】〒151-0071 東京都渋谷区本町1-20-2-508  
(建物内移転)

\*電話、FAX番号は変更なし

## 訂正

本誌250号、19ページの『2011NEW環境展』記事の中で、エコサポートパビリオンのコーナーの東京産業廃棄物協会と同じエリアに「(株)エスエムエム」が出演しているとの表記がありますが、この会社名は正しくは「(株)エスエムエス」の誤りにつき、謹んで訂正し、お詫び申し上げます。



産廃の中間処理施設や保管積替施設（以下、広義で産廃施設という。）は市街化調整区域内でよく見かけます。また最近はかなり減ってきていますが、それでも市街化調整区域で産廃業許可（中間処理、保管積替）を取りたいと考えている企業は沢山います。しかし、筆者は慎重にするようにアドバイスしています。許可を取れないことを含め、経営上のリスクが沢山あるからです。今回は市街化調整区域での産廃施設の立地を正面から取り上げ、立地選定の参考にさせていただきたいと思います。

**問1** 市街化調整区域という言葉をしつばしに耳にし、何となく分かったつもりでいますが、厳密にはどんな地域ですか。

**答** 都市計画法上の一区分です。都道府県が都市計画を策定する上で、土地は①都市計画区域、②準都市計画区域、③都市計画区域外に分けられます。

都市計画区域（①）は無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、さらに（A）市街化区域、（B）市街化調整区域、（C）非線引き区域に区分（線引き）されています。

市街化区域（A）は、優先的かつ計画



小野 寺 廣 治  
廃棄物法務コンサルタント・行政書士

## 経営相談

### 市街化調整区域と産廃施設

的に市街化を進める地域（既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に市街化を図るべき区域）をいいます。その中に住居地域、工業地域、工業専用地域（略して工専）などがあります。

市街化調整区域（B）は『市街化を抑制する地域』をいいます。そのため開発行為（たとえば、建物を建てるために行う土地の区画形質の変更すなわち土地の造成工事など）は原則として抑制されます。開発許可がなければ建物や一定の工作物は建てられません。（ただし、既存不適格建物などの例外があります。）

非線引き区域（C）はそれ以外の都市計画区域です。無指定区域ともいわれます。

準都市計画区域（②）は、平成12年に新しくできた区域で都市の萌芽が見られる地域をいい規制は非線引き区域と同程度です。

**問2** 東京都内（多摩地区）や首都圏では市街化調整区域（以下、調整区域という）内で産廃施設を沢山見かけますがなぜでしょうか。

**答** 代表的な理由としては以下の通りでしょう。まず第1に、調整区域に指定される前（最初に調整区域が指定



(線引き)されたのは、昭和45年ですがその後幾度も見直しが行われています)の法的規制や行政指導が緩い時期に産廃業の許可を取った施設が多いことです。調整区域に指定される前は建物の建築や木くずやがれき類の破碎機などの設置についてかなり容易であった時期があります。第2に、調整区域で産廃施設を作るのは比較的少ない予算で可能だという点です。過大な投資が避けられ経営リスクも小さくなります。調整区域では地価が市街化区域よりかなり安いので広い敷地を確保できるためです。調整区域内の売り物件も沢山あります。しかも調整区域内の土地に既に工場や事務所等の建物が建っていることもしばしばあり、そのまま使えば、一層投資額も少なくなるからです。(この点、後述のようにチェックが必要です。)第3に、調整区域では周囲に住宅などが比較的少なく、県などが行政指導で求める近隣住民の同意が得やすいことです。

**問3** 調整区域内でこれから産廃施設の許可を取りたいのですがどういう点に注意したらいいでしょうか。

**答** 調整区域内で産廃施設(中間処理、保管積替)の許可を新規に取得するには多くの制約があります。年を追うごとにいいほど難しくなっています。特に注意すべき点を挙げます。

1) 許可を出す自治体ごとに産廃施設の立地基準や規制内容が異なることが多く事前の相談を綿密に行い、許可取得の見通しを見極めてから土地を購入すべきです。自治体によっては調整区域で産廃施設を作るのは至難のところもあります。不動産業者にせかされて購入するのは危険です。

購入するとしても産廃許可の取得を条件にすべきです。

- 2) 産廃施設を運営する上で建物がないと支障がある場合は沢山あります(例、管理型の廃棄物は屋内保管に必要あり)が、調整区域では原則として建物や一定の工作物については開発許可を取らなければなりません。開発行為は原則禁止のため例外的にしか開発許可が下りません。自治体ごとに開発審査基準なるものがあり、産廃施設の場合は非常に厳しく、門前払いの自治体もあります。管理棟しか許可しない自治体もあります。また、既存の工場建物が建っているからといって、必ずしも安心はできません。いつどのようにして建てられたのか確認しないと、建物付で土地を購入しても産廃業に使用できない場合がよくあります。塩漬けになります。
- 3) 雨水や汚水(産廃に触れた雨水など)の排水系統も吟味しなければなりません。

**問4** 調整区域にある既存の産廃施設(許可保有)を買えば、そのまま使え手っ取り早く営業できると思うのですがどのような点に気をつけたらいいでしょう。

**答** 既存許可施設の売買は神経を使います。許可施設の買収といった場合、①会社ごとそっくり買収(株式譲渡)か、②産廃施設だけを買うのか、2通りあります。営業許可(14条)は承継できませんので、そのまま営業を継続しようとするなら①しかありません。もし、②なら、産廃施設を買った者が最初から許可申請をしなければなりません。

以下、①(会社の買収)を前提に幾つか注意点を述べます。下記1)~3)は調整区域の問題ではありませんが極めて重要なため敢えて述べます。

- 1) 買収される会社が廃棄物処理法などの行政処分・刑事処分などを受けていないか、潜在的処分の恐れがないかなど違法性の確認が最重要です。
- 2) 財務内容の確認です。隠れ債務には特に注意が必要です。
- 3) 許可証の内容と現状を逐一照合することです。敷地の権利の種類と所有者、敷地境界・排水系統の確認、道路の法的位置づけの確認も欠かせません。産廃以外の許認可の確認も不可欠です。
- 4) 建物は合法的なものか不適法なものか、外見的には判断できません。堂々たる建物でも不適法な場合が多々あります。まず、その建物がいつ建てられたのか、調整区域に指定される前からあったのか(航空写真があればなお可)、そうだとすると

その後、勝手に増改築をしていないか、開発許可をとっているか、どのような用途で許可を取ったか、その後勝手にいじっていないかなどをしっかりと確認することが必要です。役所(市町村など)に行けば大体判明しますが、うまく聞かないとやぶへびになりますので、くれぐれも慎重にしてください。

- 5) 敷地が産廃の許可を取った当時と変わっていないか、変わっていればその手続(廃棄物処理法、都市計画法など)をきちんと行っているかどうか、などの確認も必要です。
- 6) たとえば、木くずやがれき類の破碎機がある場合いつからこの機械があるのか、その処理能力が1日5トン超の場合、特定施設(15条施設)に指定された時よりも前にあったのか、その届出手続(みなし15条施設)をしているか、その後変わっていないか、などなどのチェックも欠かせません。

#### 表紙の言葉

江戸指物師として有数の渡辺 彰氏が店舗2階の作業場で木箱のはめ込み作業を進めている。指物(さしもの)とは、釘などの接合道具を使わずに、木と木を組み合わせて作られた家具、建具、調度品などの伝統工芸品の総称をいう。木と木を巧妙に継ぎ、その組手を見せない技術はまさに芸術と呼べる。発祥は宮大工ともいわれるが、流れとしては平安時代の朝廷や公家が主に用いた優雅かつ繊細な京指物と、武家や町人が用いた淡泊な木目に漆を施し、素材の木目の美しさを生かした江戸指物が主なもの。

「江戸指物処 渡辺」を標榜する渡辺 彰氏は、3代目の若さを生かしたユニークな製品も多く、店舗1階には作品を展示、販売。定番の鏡台や小箆等のほか箸などもある

所在地 東京都台東区竜泉 3-25-4 電話03-3873-3050



# お江戸ぶらぶら歩く記



＝お江戸の名所旧跡＝

## 大森丹隈を歩く⑤

今までどちらかと言うと神社ばかりを紹介してきたが、大森にも寺院はあったし、紹介してきたつもりである。ここで2寺院をご紹介しますが、その一つは後で出てくるごんしやういん厳正院である。

その一つは丁度、前回ご紹介の浅間神社と国道15号線をはさんで反対側の内川沿いの大森東小学校傍にある徳浄寺である。

同寺は浄土真宗本願寺派で本尊は阿弥陀如来。寺伝によると、開基は菅原祐信で11世智行の時、念仏門に帰依し、寛永4年(1627)に本尊および親鸞の影像と寺号を本山の京都・西本願寺から下付された。元禄年間(1688～1740)に13世秀山の子、教伝がこの地に移し、大森徳浄寺の1世となった。9世祐海が天保年間(1830～1844)に本堂を建立したが、戦災により焼失、昭和35年(1960)に再建した。



貴船神社

もう一つは、大森署から別れた産業道路(131号)沿いの大森第一小学校裏にある厳正寺でここには後で示すような雨を止める「止水の舞」の奇風習がある。

まずは沿革であるが、由書によれば、開創は文永9年(1272)北条重時(1198～1261)の6男と言われる法円で当時は海岸寺と称した2世法密の頃、元亨元年(1321)の旱魃に雨を祈って降らせたが、同3年(1323)50日に及ぶ長雨に、今度は止雨を祈祷した。この時、里人に獅子舞を演じさせたのが伝承されて、水止舞と呼ばれ、昭和38年(1963)都重宝(郷土芸能)に指定された。



大田区の名勝めぐりより「獅子舞」

厳正寺の裏手に大森では磐井神社と並び賞されるきふねじんじや貴船神社がある。祭神は高たか祭まどのかみ神。当社鎮座の年代は詳らかではないが、社伝によると、第九十代龜山天皇文永33年6月3日鎌倉の人・田中大夫、海岸寺の法圓上に(厳正寺の開基僧で北条陸奥守重時の6男時千代)とともに来



漁業納畢の碑

たとき、奉持つしていた己が氏神を当社の末社として奉斎せられし事が見え、推察するに平安の御代より千年に及ぶ歴史を有すると思われる、とされている。

なお、明治18年、当町民申し合わせの上、当社を大森総鎮守と決定したという。

また、言い伝えによると、伊邪那岐命の御子にして水をつかさどる神である。農業、漁業、航海、醸造等をはじめ各種生産富貴の神として、また、炎旱、霖雨、凶作等に際しては村民ごぞって社殿に参籠、あるいは海上に出て祈願し、常に御神徳廣大という。また、三頭の龍がお使いとして仕えていると言われる。このほか「あさり」を禁じて祈願すれば腫れ物等たちまちに全癒するとの伝説あり。

境内には「漁業納畢の碑」が建てられている。この碑は昭和39年に「浜端連合会」の手で海苔漁業の歴史をしるしたものである。その表面は薄くて判読出来ないで宮司さんに助けを求めたところ、次の刷り物をくださったので、これを掲載することとした。

「平安の御世 秀麗なる 富岳を背景に 遙かに霞む房総に対峙して 小花和の里に 私達の遠祖は小聚落を形成したと伝承され 爾来 漁業に或は農耕 剛気勤勉質実の気風を培いつつ 営々として土地の開拓に当たり 徳川時代に入っ

て天和貞享の頃より大森に海苔製造がはじめられ 正徳五年時の幕府に御膳海苔を上納 初めて海苔場が確定し本格的な海苔製造の華が開いた

明治初年 有栖川宮大総督の御用金仰付に対し 全大森村漁民と共に当時としては破格の金五千両を献上し 明治維新の大業を翼賛した美挙により新たに海苔場式万参千五百坪を免許され官軍場の名をもって今日に及んでいる かくして漁業は歳を追うて盛んとなり とりわけ海苔製造業は 本場海苔として日本国中に大森の名をらしめた 近年 急速に工業化した 大東京都の為に 首都圏建設の一環として内湾漁業を埋たて高速道路第一号線建設の議起り当局と漁業者との間に幾多の交渉経緯を経て、昭和三十七年十二月三日漁場全面放棄の歴史的調印を行った。

茲に私達は漁業由来の略史を叙し 漁業者の氏名を刻し 千年に及ぶ私達の伝統を後世に伝えると共に 子孫の上に神明の加護あらん事を念願として縁も深き貴船神社の聖地に記念碑を建立す」

このほか境内に末社として子育て熊野神社(祭神・伊邪那岐命)があり、昔から子育て熊野さんと親しまれ、神社の周りの小石をいただいて帰り、袋に入れて腰につけ出産の時には布団の下に置いておくと安産との特殊な信仰もあるという。また、大山の阿夫利神社の記念碑もあり、漁民が大山の上から漁の安全を見守ってほしいと祀ったものという。

なお、厳正院の内容は次号に。

(この項つづく 明)



## 事務局だより

うっとうしい季節の終わりが、まだ見えてこないこの頃です。皆様には如何お過ごしでしょうか。事務局長がしばらくの間不在となりますので、この項を担当します。

いよいよ地上デジタル放送が始まります。皆様も既に準備を整えておいでのことと思いますが、アナログに比べて、自然の色合いが一層鮮明になったと思いませんか。視聴できる番組の数も増え、仕事を終えて帰宅する楽しみが増えたような気がします。

最近では「ウィンブルドン選手権」のテニス中継を楽しみました。グランドスラム大会の中で唯一、緑美しい芝のコートで行われ、また観客席なども一番華やかなムードがあります。デジタル効果により、とても綺麗な映像を堪能しました。試合の方に目を向けると、クルム伊達公子選手の挑戦には感動しました。と同時に、15年前の「伊達公子」選手と「女王グラフ」選手との準決勝の記

憶がよみがえりました。あの日没サスペンデットさえなければ……。しかし、何事にも「たれば」はなく、「今」があるのでしょう。

現在、協会事務局は常時2名の男性、7名の女性で運営しています。協会の委員会部会の活動の中でも女性部の活動は最近とみに活発です。事務局女性陣もそれを手本に頑張っています。

事務局がある神田界限もまだ震災の影響が残っているのでしょうか。徐々に活気を取り戻しつつあるというのは、震災前と比べると、まだアフターファイブの人混みも少ないような気がします。何が出来るという訳ではありませんが、わあと盛り上がるのも良いのではないのでしょうか。

協会カレンダーには多くの行事予定が載っています。事務局一同、それぞれの会合、イベントが充実したものになるよう尽力していきます。今後ともご支援、宜しくお願い致します。

(HN)

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

## 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

## 編集後記

今夏の猛暑が予想されるような気象状況です。日本の気候は湿度の高い梅雨時期から一気に気温の高い初夏へ突入していきます。この時期がもっとも身体に対して過酷な時期と言っているのでしょうか。ましてや猛暑、節電となりますと身体が悲鳴をあげることもなにかねません。そのために出来ることは食事による体調の維持管理でしょうか。以前、「食育」について書きましたが、「養生訓」にもこの時期の食事の採り方、過ごし方について書かれているようです。身体に対しても「備えあれば憂いなし」ではないのでしょうか。

第三者評価制度の内容が一部改正されました。詳しくは関係情報を熟読頂ければと思います。国の制度との整合性について会員の皆様からも色々な意見を頂戴しています。東京都では単なる評価というより、業者、業界の育成が目的となっています。多くの皆様の本制度への参画は東京都の環境行政へ真の姿をみせる良い機会にもなるはずですので。どうか、参加されていない会員の皆様には本制度の内容への理解を深めて頂ければと想っています。

ます。

冒頭でも触れましたが、昨夏まで当たり前で供給されてきた電気が不足する事態を避けて通ることは出来ません。節電に対する要請が強くなっている状況です。しかし、過度な我慢が必ずしも求められているわけではありませんし、企業の活動が制限されるようなことは回避しなければなりません。どうすれば、最大電力使用量を供給範囲内でおさめられるかが鍵となります。どうか、皆様がそれぞれ目標にされている電力使用量上限を超えることがないように心掛けて頂ければ、幸いです。

菖蒲の花の季節は峠を越えてしまいましたが、多くの日本画にも採用されているこの花は日本の原風景を思い起こさせてくれます。夏の季節はどちらかと言えば花を愛でる季節ではないようにも想いますが、木々の濃厚な緑があります。木陰で涼を感じて頂き、皆様ご自身がご自身で心身を活性化されるよう祈念しております。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2011 第251号

発行人 高橋 俊 美  
企画・編集 広報 委員 会  
発行所 東京産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail; [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印刷 皆川美術印刷株式会社



# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破砕→異物除去  
→成型→仕上



不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等  
に使用



パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



### 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？  
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。  
そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！  
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます

- 東京ボード工業株式会社  
 本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137  
 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525  
 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562  
 横浜エコロジー株式会社  
 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154  
 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社  
 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315  
 TB関西物流株式会社  
 〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667